

大嘗會其所牒山城國司

應採薪五百荷

牒爲用會所雜用料牒送如件、國宜察狀仰便郡令採進、但其價直依例充行、定專當郡司送其夾名牒到准狀、故牒、

〔延喜式五齋宮〕月料小月物別減廿分之二〇中略

薪五千四百斤

〔延喜式主殿〕年中所用御薪

湯殿料一百八十荷、御匣殿御洗料七十二荷、御沐料一百八十荷、御服水料二百卅荷、御炊料七百八荷、儲料三百荷中宮准此、御贄殿五荷中略

凡充諸司炭松者皆令寮家仕丁燒採、其薪者依内侍宣以收寮薪充之、

〔御老女衆記〕大奧女中分限

御本家中略 一薪貳拾束中略 右上臈御年寄

〔親俊日記〕天文十一年十二月廿六日壬寅、拇尾田中坊貴殿へ卷數一朶薪一荷上進之、恒例儀也、

〔元祿五年〕萬買物調方記〕諸工商人所付いろは分

た 京之分 たき木こり木 二條より松ばら迄

た 大坂之分 たき木 長ほり、あはざぼり、同 よこ堀、てんま、

ま 江戸之分 まきや 木挽町がし 同 新橋南東片町

同 御堀ばた、かまくらがし 同 北さや町 同 中橋南まき町 同 はま町 同 白銀町

同 南大工町 同 牛込堀ばた 同 れいがん島 同 芝三田町 同 芝橋西がし 同

南北の八丁ぼり 同 てつほう津 同 四谷鹽町 此所へ在々より出ル

薪商